

投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」および投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に引き続き、

東部経済回廊（EEC）における対象事業への継続的な投資並びに民間企業の人材開発や技術およびイノベーションの研究開発への参加を促進するため、投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条、第 31/1 条および第 35 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 チャチュンサオ県、チョンブリー県およびラヨン県の東部経済回廊（EEC）を投資奨励区として定める。

第 2 項 東部経済回廊（EEC）の対象事業は A1+、A1、A2、A3 及び A4 グループの事業とする。

事業所の立地が不明確な事業や事業所の立地条件がチャチュンサオ県、チョンブリー県およびラヨン県以外の事業など、投資委員会事務局が定めたごとく本措置に基づく恩典が付与されない特別措置のある業種は対象外とする。

第 3 項 第 2 項に基づく対象事業に対する恩典および条件は下記のように定める。

3.1 第 3.1.1 項および第 3.1.2 項に基づき行う場合、追加で下記の恩典のいずれか一つが付与される。

3.1.1 人材開発の場合

恩典

- (1) A1+ グループの事業に対し、追加で法人所得税を 2 年間免除する。
- (2) A1、A2、A3 および A4 グループの事業に対し、法人所得税免除期間終了後、投資による純利益を対象とし、さらに 3 年間にわたり法人所得税を通常税率の 50%で減税する。

条件

職業統合学習（WiL）プロジェクト・デュアル職業訓練プロジェクト・協同教育プロジェクトとの協力、または投資委員会が同意した科学やその他の技術分野におけるタイ人人材開発のための協力など定められた形態の協力を教育機関と有すること。また、職業訓練に学生を受け入れる協力計画を提出すること。なお、職業訓練に参加する学生の数は投資奨励を申請するプロジェクトの全従業員の 10%以上、または 40 人以上のいずれか少ない方であること。

3.1.2 技術およびイノベーションの研究開発の場合

恩典

- (1) A1+ グループの事業に対し、追加で法人所得税を 2 年間免除する。
- (2) A1、A2、A3 および A4 グループの事業に対し、法人所得税免除期間終了後、投資による純利益を対象とし、さらに 3 年間にわたり法人所得税を通常税率の 50%で減税する。

条件

技術およびイノベーションの研究開発（自社研究開発、国内における外注または海外機関との共同研究開発）への投資または支出の合計が、最初の 3 年間ににおける総売上高の 1%以上または 2 億バーツ以上で、いずれか少ない方であること。

なお、本措置に基づく職業訓練を受ける学生人数または技術およびイノベーションの研究開発への投資または支出を利用し、他の措置と恩典の重複申請ができないものとする。

3.2 第 3.2.1 項および第 3.2.2 項に基づく地域にプロジェクトが立地する場合、追加で下記の恩典のいずれか一つが付与される。

3.2.1 下記の東部経済回廊（EEC）における特定産業のための特別奨励地区にプロジェクトを立地する場合

- 東部航空都市
- 東部経済回廊イノベーション地区
- デジタルパーク・タイランド
- タマサート（パタヤ）メディカルハブ
- ブラパー大学（バンセーン）ゲノム医学の奨励地区
- バーンチャン・デジタルイノベーション・高度技術センター、ラヨーン県

恩典

- (1) A1+ グループの事業に対し、追加で法人所得税を 1 年間免除する。
- (2) A1、A2、A3 および A4 グループの事業に対し、法人所得税免除期間終了後、投資による純利益を対象とし、さらに 2 年間にわたり法人所得税を通常税率の 50%で減税する。

3.2.2 チャチュンサオ県、チョンブリー県およびラヨーン県内の奨励されている工業団地または工業区にプロジェクトを立地する場合

恩典

投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」の基準に基づき、さらに 1 年間にわたり法人所得税を免除する。

3.3 第 3.1 項および第 3.2 項の基準および条件に従うプロジェクトに対し、並行的に追加の法人所得税の恩典を付与することができる。

第 4 項 付与される法人所得税免除の恩典が合計 8 年間を超えるプロジェクトは、追加で第 35 (1) 条に基づく法人所得税減税の恩典は付与されない。

第 5 項 東部経済回廊事務局が何処か特定産業のための特別奨励地区における恩典付与の決定を發布し、東部経済回廊法に基づき施行されている場合は、その特定産業のための特別経済開発区における投資奨励申請書の提出期限が終了したと見なす。

第 6 項 関連手続きの布告発行、および東部経済回廊事務局が發布した通りの特定産業のための特別奨励地区における投資奨励の中止について投資委員会事務局に委任する。

尚、仏暦 2566 年 (2023 年) 1 月 3 日より有効とする。

発布日：仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長